

# 第6回新市基本計画・地域自治区等設置検討小委員会 ( 会 議 録 )

日時：平成20年8月8日(金)  
午後1時30分から  
場所：小林市役所4階大会議室

小林市・高原町・野尻町合併協議会

## 第6回新市基本計画・地域自治区等設置検討小委員会会議次第

### 1 開 会

### 2 委員長あいさつ

### 3 会議録署名委員の指名

### 4 小委員会の運営について 公開・非公開について

### 5 協議事項について

(1) 高原町・野尻町域の地域自治組織について

(2) 新市基本計画（第4章～第8章）について

(3) 次回の検討事項について

### 6 その他

#### 確認事項について

第7回新市基本計画・地域自治区等設置検討小委員会開催について

第8回新市基本計画・地域自治区等設置検討小委員会開催について

第9回新市基本計画・地域自治区等設置検討小委員会開催について

### 7 閉 会

## 第6回新市基本計画・地域自治区等設置検討小委員会 出席者

小林市・高原町・野尻町合併協議会委員

1. 委員	小島 利春	8. 委員	下別府 明
2. 〃	松元 朝則	9. 〃	坂下 実千代
3. 〃	入佐 廣登	10. 〃	竹之内 昭一
4. 〃	淵上 貞継	11. 〃	瀬戸口 美智子
5. 〃	種子田 與市	12. 〃	赤崎 峯雄
6. 〃	坂本 新平	13. 〃	見越 南州男
7. 〃	西岡 長成		

( 事務局 )

事務局次長兼総務グループリーダー	谷川 浩二	事務局員	馬場 倫代
計画グループリーダー	鶴水 義広	〃	楠元 いず美

( 専門部会・分科会・市町担当者 )

企画財政専門部会長	南崎 淳一郎	高原町まちづくり推進課係長	倉掛 祐有
企画分科会長	永野 信二	高原町総務課長	横山 安博
小林市企画調整課長	栗原 一夫	野尻町総務企画課主幹	長倉 健一
高原町まちづくり推進課係長	花牟礼 秀隆		

( 欠席者 )

なし

以上 ( 敬称略 )

事務局	<p style="text-align: center;">午後1時30分開会</p> <p>皆さんこんにちは。ご案内をいたしました時間になりましたので、ただいまから第6回の新市基本計画・地域自治区等設置検討小委員会を開会させていただきます。</p> <p>本日は、ご出席いただきましてありがとうございます。私は、本日の進行役を務めさせていただきます計画グループの鶴水でございます。よろしくお願いいたします。</p> <p>会議に先立ちまして皆様をお願いを申し上げます。携帯電話をお持ちの方は、電源をお切りになるか、マナーモードにさせていただきますようお願いいたします。</p> <p>まず、はじめに本日の出席委員数は11名です。小委員会設置規程によりまして、3分の2以上の出席ですので、会議は成立していることをご報告申し上げます。</p> <p>なお、淵上委員はメロン部会の総会ですので2時過ぎに到着の予定でございます。また、坂下委員は所用のために遅刻するが出席との連絡をいただいております。</p>
委員長	<p>それではここで、入佐委員長にご挨拶をお願いします。</p> <p>皆さんこんにちは。大変ご苦勞様です。今日は第6回の小委員会ということでございます。前回、持ち帰っていただいた確認事項等ございますが、ひとつの新市まちづくりの中で、核心のところを、今回見ていただきまして、それぞれ場所が変わってると思いますが、ご理解をよろしくお願いいたします。簡単ですがこれであいさつを終わります。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>それではここからは小委員会設置規程第6条によりまして、委員長に議事進行をお願いいたします。</p>
委員長	<p>それでは私の方で議事を進行してまいります。</p> <p>まず、会議録署名委員の指名であります。会議録署名につきましては、議長が指名することになっております。本日は小林市の下別府明委員と野尻町の見越南州男委員をお願いいたします。</p> <p>次に会議の公開についてであります。小委員会設置規程第6条によりまして、会議は原則公開とするとあります。ただし委員の半数以上の賛同があるときは非公開とすることができると定めてありますが、本日は公開とするということでご異議ありませんか。</p>
委員長	<p style="text-align: center;">〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p> <p>それでは、本日は公開することにいたします。あわせて、会議録についても公開することとさせていただきます。</p> <p>早速、協議に入りたいと思いますが、ここで、資料では「協議事項（1）高原町・野尻町域の地域自治組織」についてから協議することとなっておりますが、本日の協議事項としては「協議事項（2）新市基本計画（第4章から第8章）」についての比重が高いため、まず「協議事項（2）新市基本計画（第4章から第8章）」についてを協議いたします。</p> <p>その後、「協議事項（1）高原町・野尻町域の地域自治組織」のうち、継続協議事項の地域自治区長の選任等についても協議・確認をお願いする予定であります。新市基本計画については、休憩を挟みながら、午後3時半頃までを目処として協議を進めていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは新市基本計画（第4章から第8章）につきましては、前回、企画財政部会より提案・説明をいただいておりますので、早速、ご意見・ご質疑をお出しいただきたいと思っております。資料が多いですので、基本的に「第4章・第5章」、「第6章」、「第7章・第8章」という形で3つに分けて協議・確認をしてまいりたいと思っております。</p> <p>なお、前回、松元委員から出されましたご意見については、第6章の協議の際に</p>

赤崎委員	<p>事務局から説明を行うとのことですので、ご理解いただきたいと思います。</p> <p>まず、資料36ページから50ページの「第4章新市まちづくりの基本指針」及び「第5章土地利用」について、ご意見、ご質問をお出しいただきたいと思ます。</p> <p>何かございませんか。——なければ……、はい、赤崎委員。</p> <p>いいですか。協働のまちづくり基本方針が別冊でいただいていたのですが、開けますと非常に親切でP46から48ページにかけて、言葉については、用語解説スペースが確保されておりまして非常にいいことだなあと感じておりますが、本市基本計画につきましても非常に独特の意味合いを伴う用語等ございますし、先だってお聞きしましたように、この基本方針の概略版は一般市民にも提供するという趣旨の計画とございますときに、やはりそういったような言葉の概念を含めた解説的なスペースを是非お取りいただくと市民からも好評受けるんじゃないかと。</p> <p>例えば、地域福祉ってな言葉はかなり定着してきたといえども、地域福祉も概念的なとらえ方等々についてはまだ比較的定着していないだろうと思ますし、学校独特の単語であります「一校一形運動」、総合地域クラブ等々についてはですね、まだ、事業的にも発足されて間もない事業でもございますし、言葉の概念が正確に伝わっていない状況でございます。</p> <p>以上です。</p>
委員長	<p>ほかにどうでしょうか。ただいま赤崎委員の方からございましたが、言葉の方法、解説ですね。それについての事務局の方で、ただいまの意見についてどんなでしょうか。</p>
永野企画分科会長	<p>はい、ちょっと事務局から回答させていただきますが、今回の計画の中では特にわかりにくい、なじみがあまりないような用語については括弧書きでその場所に説明を加えさせていただいてます。ただ、今おっしゃったように、どうしてもこれがまだまだ理解が難しいというようなものがございましたら教えていただければ、そのような説明のスペースとかを確保してよりわかりやすいものにしたいと思いますので、何かありましたら教えてくださいとありがたいです。</p> <p>以上です。</p>
委員長	<p>第4章と第5章についてであります。何かございませんか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
委員長	<p>ないですか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
委員長	<p>ご意見・ご質問もないようでありますので、「第4章新市まちづくりの基本指針」及び「第5章土地利用」については、原案のとおりご確認をしていただくことでよろしいでしょうか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
委員長	<p>それでは「第4章新市まちづくりの基本指針」及び「第5章土地利用」については、原案のとおりご確認をいただいたものとさせていただきます。</p> <p>次に、資料51ページから94ページの「第6章新市の主要施策」についてであります。まず、前回の松元委員のご意見に対して、事務局からの説明を求めます。</p>
永野企画分科会長	<p>前回2点お尋ねがあったかと思うんですが、1点が59ページ、60ページにかかわる部分だと思ますが、保健医療の充実ということで県の方では医療計画が策定されてますので、そのあたりがどう反映されるのかというのが1点だったと思うんですが、それについてですけれども、市町村の計画においてはこの分野では特に保健、特に健康づくりとか疾病予防このあたりについて大体表記をしてるんですが、その点の医療計画が上位計画にあるというのもありまして、医療面については市町村の権限からしてなかなか踏み込めない分野になっております。ですから、どこの自治体の計画を見ていただいてもそうだと思うんですが、医療面については、例えばこれをこうしていくというような部分についてはそれぞれの地域の独</p>

自の部分っていうのはあまりどこの自治体でも載ってないですし、私どもも高齢者の計画でもそうですけれども、この分野にも保健とか福祉・介護そのような分野は書いてありますが、医療面については権限の関係があってなかなか書くことができないということで、まあ、確かにこの県の医療計画では子ども医療圏っていう新たな設定もありましたので、そこの部分で影響を受ける部分もないわけではないんですけども、その県の設定というのも今の現状をしてどうしたら最低限のサービス、まあ、より高度なサービスが受けられるかという視点でまとめられておりますので、よりよい——まあ、むしろこちらの地域にとっても必要な部分をどうやってこの状況の中で確保していくかといえ、その趣旨に沿ってこの計画ではなかなか直接は触れられませんけれども、そのような趣旨で受けてとめております。

それから、ユニバーサルデザインについてですけれども——ページ数でいきますと、私どもで考えているのは64ページの(5)の③ですね。下から2つ目にバリアフリー化の推進っていうところがございまして、小林市の構想、計画の場合にはここにユニバーサルデザインという言葉が入ってございました。で、今回計画の枠組みが変わった関係でこのユニバーサルデザインという考え方の部分を最後の庁舎改築のところではしか書いておりませんので、そこの部分ではちょっと弱い部分もありますから、そこの③のところ、すべての人々にとって利用しやすいユニバーサルデザインの考え方を普及させる趣旨を盛り込みたいと思っております。

以上です。

はい、松元委員。

今、お答えいただきましてありがとうございます。

まあ、医療体制の問題について言いますと確かに県の計画、権限の問題を言われました。確かに法律的には国——都道府県ですね——ここが大もとの医療計画を策定するだけなんですよね。ご承知のとおり今年4月1日に県は改編しました。再編。で、この中身を見ますとですね、実際これ書いてあるものの実態としてはそうならないんですよね、ちゅうことだけは是非強調しておきたいなと思ったところです。ご承知のとおりこの3市町で合併するというわけですけども、高原町立病院持ってます。小林市立病院があります。高原町立17、18年改築されました。小林市は改築中です。で、どういう医療体制を目指すのかというのをそれぞれ方針があるわけですよね。あるんだけど、小児救急医療とか周産期医療とかがんとか、これを全部都城に集約しちゃおうというような感じなんですよ。

まあ、そういう中でしか、この中には何て言いますか、文言としては表せないということの意味は分かるんですけども、まあ、そこんところはお互いにきちんと認識してもらわないと、私はこの文章からいきますといわゆる市立病院の充実と経営形態の見直してあるわけでしょう。まあ、わずか3行ではありますけれども、ものすごい中身を実際は、私は含んでいると思っておりますので、県が決めたものはそのとおり行くと言っても、じゃあ、西諸の地域医療はどうなるのかなど。どんどん後退していくのではないかと、そういう危惧を持ったもんですから、あえてこの点については意見を言わせていただいた次第です。

で、あとのバリアフリー化については、盛り込んでいくと、ユニバーサルデザインっていうのを、そういうことですので。まあ、これからはやっぱり目的は健常者の人ももちろん、障がい者の人たちも、同じ健常者と言ってもちっちゃい子供さんたちがちゃんと水飲み場で水が飲めるとか、いろんな工夫をすることによって目線が単なる親の——大人の目線だけじゃなくて、いろんなそういった各施設でみんなが使いやすさが、使い勝手がいいとそういうような、やはり考え方としてそれぞれ頭の中にないと、後から例えば何かの施設を作り替えましようって言ったらまた余計なお金があるわけですよね。それが最初っから、やっぱりきちんと発想としては持っておく必要があるんですよね。まあ、そういうことで述べさせていただきます。

以上です。

委員長  
松元委員

<p>委員長</p>	<p>松元委員が言ったこのことについては、いろいろあるんですが、これについては、このようなことでお願いしたいと思います。</p>
<p>竹之内委員</p>	<p>ほかにはございませんか。はい、竹之内委員。 竹之内ですけど、先般私が下水道事業のことでちょっとお聞きした点があるんですけども、これは実は小林市の問題であって我々はどうこう言うあれはないんですが、まあ、お願いとして聞いてもらいたいのは、やはり我々の時代には50年先といったら関係ない話だろうと思うんですね。結局、今からやられることで。ただし、20年後あたりになるとこのことが大きな問題に発展する可能性がある。なぜと申しますと町が移動するんですね。中心部は公害が不安になったり。そういう観点からしたら、私も、まあ、年間200日くらい、過去2、30年いろんなところ行って見てますけども、大体町が動くってことは、土地の安い所にみんな移り住むわけですね。そういう観点からして、ある程度地域をもう少し、今ここに400ヘクタールというのがありますけれども、これ300ヘクタールぐらいの規模に下げたら、そう思った次第でありますけども、まあ、計画のあれが、金額も分かりませんから、考え方として一つそういうものも考えておくべきじゃないかなと思っている次第でございます。</p>
<p>委員長</p> <p>永野企画分科会長</p>	<p>ただいま、下水道事業について意見がありました。これについては事務局どんなですか。 小林市の部分の下水道を指しておっしゃったんだと思いますが、現在下水道の計画がどんどん進めてはいるんですが、今後については、今おっしゃったような区域の見直しも含めて、例えば効率的でないと言いますか、まあ、主たる管を敷設して枝をつくっていくわけですので、その主たる管のところにかくさん人口がいるのかということで、効率的かどうかということあるんですが、そういうことも含めて端っこの方のところを、例えば合併浄化槽でやる方法とかもあるように聞いておりますので、そういうことも含めて相対的に投資対効果を考えながら慎重にやらないといけないという点では小林市はそのように考えているわけですので、そういう趣旨は充分理解してるつもりです。</p>
<p>委員長</p> <p>松元委員</p> <p>委員長</p> <p>松元委員</p>	<p>ほかに何かございませんか。 ちょっとよろしいですか。 はい。松元委員。 59ページの第6章の一番下の⑤保健センター等の整備、具体的にここは出されておりますけども、福祉や交流施設等の機能を有する複合施設建設の検討を進めます。ということで、大分、国の規制緩和はされてきてると私は思ってるんですが、まあ、具体的な担当の皆さん方はよくご存じだろうと思うんですが、従来でしたら教育的な何か施設をつくる、あるいは福祉的な施設をつくっても一緒にこう複合的なやつはだめだったんですね。各省庁の縄張り争いがいろいろあったりして。で、市町村の場合なんかはですよ、もう、絶対的にいろんなこのいわゆる多目的といいますか、目的を果たせるような施設をつくりたいんだけど、なかなか上が補助金の関係で認めてくれない。こういう壁がありました。そういうものを私はある程度取り払われてきてるんじゃないかと思うんですよね。そういう意味ではこの複合施設建設、まあ、事務局なんかでどういう議論があったかをちょっとお聞きしたいなと。 例えば、野尻・高原もいろいろあられると思うんですが、小林の例でいきますと社会福祉協議会の中に例えば手話サークルが中にはいらっしゃる、いろんないるわけですね。そのほかにもたくさんいろいろそういう福祉、いろんな団体いらっしゃる。いろんな活動したいんだけど、活動拠点が無い。やっぱそういうことを考えていきますと、福祉的なものあるいは教育の地域的なそういう教育、果たすべき役割があると思うんですよね。いろいろ考慮した施設を私は考えていくべきなのかなと、そういう気がするんですけども、事務局で議論なったやつをちょっとお聞かせください。</p>

<p>委員長 永野企画分科会長</p>	<p>事務局、⑤保健センター等の整備についてをお聞きですが、何か。</p> <p>まず、補助金の関係ですね。補助金については、例えば、今の小林で言いますと須木のふるさと総合センターも、あれは保健・福祉それから医療施設、図書室、それからホールですよ。かなりの複合施設なんですけれども、あそこの整備の場合であっても、保健センター部分は保健の衛生関係の厚生労働省ですけども、補助金を使ってるんですよ。</p> <p>ですから、そういう補助金で、もちろん面積で按分はしていくんですけども、抱き合わせというのはそれぞれの省庁の了解が得られれば現実的には今どこもそういうふうに、また、恐らく高原町さんでもそうされたんじゃないかなと思います。そのようなことはもう、今、国の方も昔ほどは厳しくなくなっているというのが1点ですが……。</p> <p>それと、この複合施設について言いますと、今、小林市役所内でプロジェクトチームを設置して、関係課の職員で、どのような市民の要望があるかも含めてどういものを作っていけばいいかを検討をやっている最中です。ですからその検討でまずたたき台を作ってみて、それを市民の皆さんが「じゃあ、こういう部分は足りないのではないかな」とかっていうものを、パブリックコメント的に意見を求めて、そのキャッチボールをやった上で、こう固めていくというのが今のやり方だと思いますので、そういう方向で今後は進むのではないかと思いますけれども。</p> <p>以上です。</p>
<p>松元委員 種子田委員 委員長 種子田委員</p>	<p>分かりました。</p> <p>よろしいでしょうか。</p> <p>はい。</p> <p>今の関連で、今、永野係長の説明で、ま、たいがい想定ができますが、あえて申し上げますならば合併後の母体ですね——保健センターなどの。例えば老人クラブ、身障者の皆さん方の集まり、民生委員協議会、社協本体もそうです。すべてについて横断したものの複合施設。これはもう早急にひとつ手をつけていただきたい。ご要望を申し上げておきます。</p>
<p>委員長 坂下委員</p>	<p>要望ということでございます。他にございせんか。坂下委員。</p> <p>すみません。6章の(2)の③、76ページですけど。3番の読書活動の充実というところで、図書館を中心にしてとありますが、小林市・高原・野尻にて小林だけが図書館になっていますけれども、で、それが指定管理者制度で全面委託になっていますが、本年度から。その場合、野尻や高原と一緒にしたときにはどういう構想になるのでしょうか。</p>
<p>委員長 永野企画分科会長</p>	<p>図書館についてですが。事務局。</p> <p>この中ではどういうふうになっているのはとても読み取れない内容になってますので、もうご質問を受けるの当然のことかもしれませんが、これは図書の部分で関係する小林・高原・野尻の関係する教育部門のところで調整もされると思うんですが、それはちょっと私も把握はしとりませんけれども、例えばえびの市の場合は3町合併で今、図書館が飯野のところにあるんですけども、そこから小さな車両で移動図書館をされてますよね。ですから、例えばそういう図書館というものを新たに設置がなかなか難しければ、そういう移動図書館という方法等もありますので、これは今から合併するまでにいろいろサービスとかは検討されるでしょうし、また、合併後についてもそれをどうやって有効に活用していくのかっていうことも含めて、今後も検討がされていくと思いますので、今の段階で今日の場合ではその程度しか申し上げられませんが、よろしいですか。</p>
<p>委員長 赤崎委員</p>	<p>よろしいでしょうか。ほかに意見はございせんか。</p> <p>同じ76ページで質問でございせんが、生涯学習推進体制ということで、その充実が表現されているわけですが、生涯学習推進体制というのは市政そのものの総合行政という捉え方もございせんが、生涯学習という事業についての総合行政としての捉え方っていうのは、総務省の文書の中ではっきりうたわれておるわけ</p>

	<p>でございます。</p> <p>そういう意味で具体的には推進体制の本拠地をどこに置くかという問題があるわけですが、本来ならそういう趣旨からすると、当然これは首長部局の中に位置づけされなければならない。これはオーソドックスな捉え方だと思いますが、現状ではそういう体制が若干気になるような状況の中に位置づけられておるということですね、というところ辺についての今後の大きな課題として、そこへんをどう捉えていらっしゃるかという問題と、もう一つは社会教育という拠点施設である公立公民館と類似公民館、その辺の問題について今どういうような形でのビジョンが落ち着こうとしておるのかということです。特に須木を加えた新体制の中でそれはどういうふうに前進的見直しがなされているものか。そして、2町が新しく入ることによってこのような問題がどういう形に社会教育行政も含めた生涯学習の面を振興させる、深めるための施策としてどういうふうに打ち出されようとしているのか。これは非常に大きな課題だろうと思いますし、それについて今の段階での構想、一端でもいいですので教えていただくとありがたい。</p>
<p>委員長 永野企画分科会長</p>	<p>生涯学習に取り組む中で、1番と2番についてですが、事務局説明できますか。</p> <p>この分野についても、教育の専門部会の方で現況調書なりが上がってくるとは思うんですけども、そこはそれこそ私もまだ見ていませんけれども、ここの分についてはおっしゃるようにその生涯学習というのは、今までの例えば教育分野に留まるものでないのはもう当然のことでありまして、最近ではスポーツ部門とかも含めて今まで教育委員会がやったものが市長部局に移ってるところも出てきてます。</p> <p>というのは、今申し上げたように生涯学習が単なる教育分野に留まらないからだと思います。ですから、そういう意味ではそれをどこに置くかとか、どういうふうに展開するかまで、今日申し上げられませんが、その生涯学習という本当に小さなお子さんから高齢者の方々までに及ぶ部分ですので、もっとこう全体的、市全体としてとらえるべきものだと思いますが、その程度しか今日は答えられません。申し訳ありません。（発言する者あり）</p>
<p>永野企画分科会長 赤崎委員 永野企画分科会長 赤崎委員 永野企画分科会長</p>	<p>自治公民館のこともでしたね。</p> <p>はい。</p> <p>小林のことだけで申し上げますと中央公民館……。</p> <p>その前に公立公民館。</p> <p>公立公民館ですよ。公立公民館が小林の場合は中央公民館だけで、大体生涯学習の拠点としてやってるんですけども、いろんな講座とかですね。自治公民館っていうのが別に地域で設置されてるのがありますが、これも社会教育を中心にいろんな活動をされてるんですけども、それについては、すみ分けとしては地域の部分であるか市全体に関わるものなのかという分野になっていくんだと思うんですけども、ただ生涯学習として連携を果たしていく意味ではここに書いてあるように、今も主管してる課は同じ課が主管をしておりますので、まったく連携してないわけではないと思いますが、それをもうちょっとこう連携が図れるようにはしていないといけないのかもしれないかもしれませんが、よくそこまでこちら承知しております。</p>
<p>赤崎委員</p>	<p>はい。ちょっとその辺で。類似公民館という社教法の趣旨でうたわれておる位置づけっちゃうのは、すなわち公立公民館に続く公の性質を帯びた館であるという捉え方がないとおかしくなるわけですね。</p> <p>ということになると、当然これ行政課題の部分、そしてこれを認める部分がなければ地域のコミュニティの活性化にも当然つながらないし、生涯学習が津々浦々まで根っこを張るということについては到底不可能な状況っていうのが予想されるわけですね。そういう意味でも類似公民館っちゃうのはやっぱり公立公民館と引き離して考えることのできない館の性格、あるんじゃないかということをお大事にしていきたいなあと思います。いかがでしょう。</p>
<p>委員長</p>	<p>いかがでしょう。</p>

永野企画分科会長	<p>計画上には地域でのということは書いてございますので、その趣旨についてはこういうご意見があった部分は小林市でいうと教育委員会ですし、各町においても所管するところにはそのようにお伝えしたいと思いますし、新しい市のまちづくりの中でも生かせるようにその部分はお伝えしたいと思いますよろしいでしょうか。</p>
<p>委員長 赤崎委員 委員長 坂下委員</p>	<p>よろしいですか。 はい。 ほかにございませんか。坂下委員。 地域で活動を活発にするというのが出てきましたけれども、そういう場合活動の拠点というの公民館とかそういうことを考えて……、すみません。お聞きしたいんですけども。（発言する者あり）地域で学校を大事にしていって、前おっしゃってましたけど、そういうときの拠点での公民館とか考えていらっしゃるんでしょうか。（発言する者あり）</p>
委員長	<p>今、坂下さんのほうからありましたけれども、地域活動の拠点とは、ということで。事務局、どうでしょうか。</p>
永野企画分科会長	<p>その地域活動の拠点というのは、例えば今申し上げたような生涯学習であったり、それから後のコミュニティのところで——86ページも出てまいりますけれども——そういう拠点であったりしますので、ただ、地域というのが非常にあいまいなんですけれども、小さな区域でいくと今の小林で言えば自治公民館程度くらいでしょうし、松元委員がおっしゃった校区とかなるとそれはもうちょっと大きな地域になると思うんですが、それぞれの部分で必要に応じて——例えば、学校を拠点として開放していくということもあるかもしれませんし、それから今、須木地区においては、地区ごとに公民館が村の時代に整備してものがあります。ですから、そういうところが拠点になるかもしれませんし、もっと小さな活動になると自治公民館であったり、自治公民館の大きさもおっきいところもあれば、ちっさいところもありますのでそれぞれの地域で、例えば校区協議会とかそういうものが協働の指針にも書いてありますけれども、そこらあたりで大きなエリアで議論していただく中で、やっぱりもうちょっと小さな拠点が必要であればそういうことも入ってくると思いますので、それはやはり今からの議論の部分でもあるでしょうし、そういうものに応じた市の支援というの、この拠点づくりという意味で書いてあるというようなことになっていくんですけれども。</p>
委員長	<p>よろしいでしょうか。</p>
委員長	<p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
委員長	<p>ご意見、ご質疑もないようでありますので、「第6章新市の主要施策」については、原案のとおりご確認をいただくということでよろしいですか。</p>
委員長	<p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
委員長	<p>それでは「第6章新市の主要施策」については、原案のとおりご確認をいただいたものとさせていただきます。 次に、95ページの「第7章新市における県事業の推進」及び96ページの「第8章公共施設の統合整備の基本的考え方」についてご意見、ご質疑をお出しいただきたいと思います。——誰かありませんか。</p>
松元委員	<p>一つだけ、一点だけ。</p>
委員長	<p>松元委員。</p>
松元委員	<p>まず、第7章95ページですね。ここで意見を述べた方がいいかどうかちょっと半分迷いながらですけども、県の事業の推進ということですのであえて申し上げますが、いわゆる権限移譲ですね、権限移譲。これをやっぱりですね、約6万ちよつとの市になろうと言ってるわけですから、県が非積極的であるとまずいですが、新市としては積極的に権限移譲を受けますよという基本的な態度で私は事業検討いろいろ折衝してほしいなと思います。 実は、私どもは昨年、特別委員会で——小林市議会の特別委員会で三次市に行きました。広島県の場合、広島県自体が権限移譲をどんどん進めると。すごい積極的</p>

<p>委員長 永野企画分科会長</p>	<p>です。そして三次市もどんどん受けようと。まあ、いろいろ受けてまた仕事も職員も大変だということは言っていましたけれども、例えば、パスポートの申請、交付。これも役所でできるように。まあ、私の身近なところで言えばそういうこともできます。身体障がい者の手帳申請交付もできます。小林・野尻・高原の現状ですね、そういうこと。あるいは、県がやってる土木事業をですね、市が委託を受けてやってる。県に言って雪が降って大変だったと。私たちがやります。そこまで権限移譲がやっぱり進みます。</p> <p>そうすることによって何を言いたいかと言いますと、やっぱり市民の利便性、生活向上につながる分権が非常にたくさんあると思っています。</p> <p>まあ、そういうのはお考えになっていないようですね。</p> <p>事務局、これについて何か。</p> <p>95ページの部分では盛り込めない部分だとは思いますが（発言する者あり）権限移譲については当然人口規模も職員の数も増えるわけで——まあ、一時的と言いますか——増えるわけですので、そこで役所が、小林市ができることを権限移譲の分野でいけば、県から受けられるものは受けて住民のサービスを向上しないといけないのはもう当然のことですので、実際合併してからどのようなものが権限移譲としてできるのか、そして今、県の方でメニューで示されてるものは経理事務的なものが多くて実際の権限が移るわけではないものも随分ございます。</p> <p>おっしゃったようにパスポートとか障がい手帳、これは再交付だけ今やっていますが、障がい手帳が交付されたりということになるとやっぱり住民サービスが向上するわけですから。ただまあ、障がい手帳でいうと、そこには審査があって医師の確保から何からやっぱりありますんで、なかなか自治体も受けきれない部分もあるんですけれども、そういう審査の委員の確保とかいろんな部分がありますので。ですから、それについては小林の議会でも課長が答弁してると思いますが、必ずしも消極的ではないと言いますか、できることはやろうとしてるわけで、一方では行革で職員数も今までは減らされてきましたので、そこでさらなるサービスをやっていくというのはかなり困難な部分がありましたけれども、合併した以上はそういう職員の効率的な配置によって受けられる部分は、また考えられる。今まで以上に受けられる部分が出てくると思いますので、それは従来どおりの方針で受けられるものはどんどん受けていくことには変わりないと思います。</p>
<p>松元委員 永野企画分科会長 松元委員 委員長</p>	<p>なら、今、私が言ったのは、別の章に何かありますか。そういうのは。</p> <p>は、書いてないですね。</p> <p>書いてない。ま、そういう積極性を私はぜひ期待をいたします。それじゃあ。</p> <p>よろしいですか。ほかには何かございませんか。第7章、第8章ございませんか。よろしいでしょうか。何かありませんか。</p>
<p>委員長</p>	<p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p> <p>ご意見、ご質疑もないようですので、「第7章新市における県事業の推進」及び「第8章公共施設の統合整備の基本的考え方」については、原案のとおりご確認をいただくということによろしいですか。</p>
<p>委員長</p>	<p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p> <p>それでは「第7章新市における県事業の推進」及び「第8章公共施設の統合整備の基本的考え方」については、原案のとおりご確認をいただいたものとさせていただきます。</p> <p>それじゃあここで、暫時休憩を取ります。</p>
<p>委員長</p>	<p>午後2時13分休憩～午後2時29分再開</p> <p>それでは休憩前に引き続き、会議を開きます。次に協議事項（1）高原町・野尻町域の地域自治組織について協議をいたします。</p> <p>前回の協議の中で、資料2ページ5番の地域自治区の区長の選任から、8番の区長の権限までにつきましては、持ち帰っていただき、再度協議することとし、そのほかの項目については、資料のとおり確認をいただいたところでありませ</p>

見越委員	<p>あるいは今、自治区設置、区長設置の必要性として、住民の不安払拭のために必要であるとか、またあの、地域づくり、この後組織されるものの体制をスムーズにするためにも必要ではないかという意見と必要でないという・・・、支所長でいいのではという意見もありまして、区長の権限がどこまであるのかといろいろな意見が出たわけでありましたが、再度、皆さん方にご意見を伺いたいと思います。何かありましたらお願いします。</p> <p>前回と申しますか、もう4回持ち帰りがありました。で、私は合併論議というのはやっぱり合併の合意に向けた、この意志の形成づくりだと思うんですね。そういう意味におきまして、ややもすると何というんですね、杉を見て森を見ないと言いますかね、そういうことで何か、この輪の中に、はまったような感じ。もっと言い方を変えれば、まあ、行き詰っていると、まあ、そういうふうには思いたくはありません。で、せつかく松元委員さんからもう何回もお話があります。私は受け入れていただく側としてはごもっともなことだと。財政の問題から、あるいはいろんな問題がありますけれども、もう国も二進も三進も行かないわけですから、それを受けて町村がやっぱり強くなるというためには、やっぱり身軽にこう、スリム化していかんとどうしようもないと思いますね。</p> <p>だから、そこで、受入れ側としては松元さんのご意見でいけば、支所は職員でいいんでないかというふうには私は受け取ってるんですが、でまあ一方、私は野尻ですから受け入れていただく側からするとやっぱりこう不安があると。まあ、野尻が8,000ちょっと、それから高原が1万ちょっと超えてるわけですね。そういう中で、もちろん職員の中での能力のある人も何人もおるわけですね。ですが、この全体をひっばっていく、全体を束ねていくという場合に、なかなかやっぱりそういう能力はできないわけですから、やっぱりそんなに長くですね、とはもう申し上げんわけで、短い期間でもよいから、やっぱり当面はそういう体制でお願いできたらいいなというふうには、これはひたすらお願いをするしかないわけですが、そういうなことをもう持ち帰るたび、何か、どうすれば動き出すかなと、ずっと思っていました。そして、事務局、私も合併事務を執ったことがあります、農協関係のですね、イライラするんですね。本当に申し訳ないと思ってるんですが、膨大な資料つくっていただく。もちろん細かいことはわからんわけで、だからそれ見ながら私はこう量ってみたら5キロありました、資料が。だからそうすると自分の資料も全部持ってきてませんが、10キロくらいいつも抱えて歩くんですね。ですから、そういうご苦労もわかるし、大変ということも。もう今日あたり、何か一つ決まったら、あるいはもう遅くとも今月いっぱい、というふうなことがあるわけですね。そういうなことを考えると、本当、私が言いたいのは信頼関係だと思うんですね、お互いに信頼していけば。今思いますのは、まちづくりを進める上で、全体を引っ張っていくというのは、特別職クラスが、きちっと座って引っ張っていく方が、効果が上がるとそういうふうには考えているわけです。この資料にも書いてありますけど、事務職でも、事務的な関係もですね、実際に束ねて動かす場合は、なかなか無理というか、あると思うんですね。それと、住民が見た場合に安心感がまったくこれ違うと思いますね。まあ、そのようなことでできましたらそういうことをお願いしたいなど。で、松元委員のおっしゃることもごもっともだと思います。だが、そこを曲げてお願いしたいなというふうには思ってるわけです。まっ、そのようなことです。（発言する者あり）</p>
事務局	<p>お手元の小委員会の会議資料をお開きいただきたいと思います。前回の小委員会でご確認いただきましたことを事務局の方で整理をいたしまして、下の波線が引いてある部分を新しく追加をさせていただいたところがございます。</p> <p>まず1点は、まず4ページの方をご覧いただきたいと思います、ここで上から2番目の地域自治区（特例）設置期間終了後の地域自治区としてのあり方いうところがございます。前回、特例設置期間終了後に一般の地域自治区を――地方自治法による一般の地域自治区を置くのか、あるいは置くことを規定しておくのか、もし</p>

くは設置することを検討する規定を入れておくのか、あるいは新市の一体感の醸成というようなことから、一般の地域自治区は置かないということを決めておくのかという3つの選択肢でお話しさせていただきました。

その結果、委員の皆さん方からの中で、設置期間のところとの関連を含めて見直しをするという規定を入れたらどうかというご意見がございましたので、ここにありますように地域自治区（特例）設置期間中、一定の経過した後、地方自治法第202条の4に規定する地域自治区、一般制度の設置の是非について再度検討をするという協議、確認をいただいたと考えております。

これもどのような形で規定するかということを考えましたが、資料2ページの3番のところをご覧いただきたいと思います。

ここで地域自治区の設置期間とございまして、前回ご確認いただきましたように、地域自治区の設置期間は合併の日から平成28年3月31日までとすると確認いただきました。その後、ただし一定期間を経過したとき評価し——この後が追加の部分でございまして——市町村合併の特例等に関する法律第23条第1項、または地方自治法第202条の4に規定する地域自治区の設置の是非について再度検討すると、ここに挿入させていただいております。

この理由としましては、例えば、平成28年までの設置期間中、一定期間を経りましたときに評価をした上で、おおむね6年間の設置期間でございまして、例えば、仮に5年目でそういった手直しをした場合に、あとの2年間について特例による地域自治区を置くか置かないかという検討をまずさせていただきます。そして、置くということになりましたら、2年間そのまま継続して置くということになります。そして、あわせてその6年間が終了した後をどうするか、その場合は一般の地域自治区を置くか置かないかという検討を含めてさせていただくということになりますので、そういったことをあわせてここで含んでいるということでご理解をいただきたいと思います。

それと、資料3ページの方の下でございまして、14番のところには高原庁舎、野尻庁舎における予算要求執行というところ、波線を——下線を引いてある、ございましてけれども、基本的には左の方の須木庁舎における予算要求執行の文面でご確認をいただいたところでございまして、今からご協議いただく事務所長を置くのか区長を置くのかということによって、どちらかの表現になるということで、こういった記載をさせていただいております。

それと、2ページの方に戻っていただいて、今、5番目の地域自治区の区長の選任から8番の区長の権限のところまでをご協議いただくわけにございまして、前の方のホワイトボードの方に書いてございまして、再度ご確認をいただきたいと思いますが、地域自治区と区長の設置につきましては、地方自治法の中では事務所長を置くとなっております。この事務所長イコール一般職の職員というところでご理解をいただきたいと思います。

そして、合併新法の中でその地方自治法と同じように一般職員の事務所長を置くこともできるわけですが、事務所長いわゆる職員に代えて特別職の区長を置くことができるとなっております。そして、あわせて区長を置く場合には、その協議書の中で設置期間を規定しておく必要がございます。ですので、事務所長といった場合にはイコール一般職員と。そして、区長という表現の場合は特別職であるということでご理解をいただきたいと考えております。

それから、ここで8番の方で区長の権限というのがございまして、旧須木村区の表現で、「区長の権限は、副市長の決裁区分と同程度とし、須木区に係るものに限る。区長は須木庁舎における事務を総括する。」という表現がございまして、これにつきましては小委員会では当然ご協議をいただくわけですが、実際今後、地域自治区の設置に関する協議書の中では、これに関しては直接規定はいたしませんけれども、その後、地域自治区におきます、詳細な規定について、合併準備に入りました段階で決裁権限等を定めてまいります。その際にはこの小委員会でご

	<p>協議いただいた区長の権限につきましても、小委員会のご意見を踏まえて部会の方で検討いたしまして再度協議会の方にその結果を報告していくということになりますので、そのようなことをご理解をいただきたいと思っております。</p> <p>以上でございます。</p>
委員長	<p>ただいまの事務局の方から地域自治区（特例）設置期間終了後の地域自治組織のあり方等について説明がございましたが、それについて何かご意見がありましたら。</p>
坂本委員	<p>支所長って言われてたですかね。支所長っちゅうのは事務所長と同じ人ですね。同じことですね。</p>
事務局	<p>支所長という表現と事務所長といろいろな表現が出てまいります。で、今回総合支所を置くということで、通常はそこに支所長を置くわけです。で、これがあわせて地域自治区を置くとなりますと、今度は地域自治区の事務所を置かなければならないとなっておりますので、その地域自治区の事務所がいわゆる総合支所をもってそれに充てるということになりますので、地域自治区を置いた場合は支所長が事務所長に変わるということですね。</p>
坂本委員	<p>そうすると、区長が事務長を兼ねるちゅうことは、ないちゅうことですね。その考え方は全然違う次元の問題ですね。どうですか。区長を置いて区長が事務長を兼ねるちゅうことはできんちゅうことですかね。（発言する者あり）おかしいですよ。全然こう、超えてしまって……。自治体を……。</p>
事務局	<p>まあ、兼ねるというよりは合併特例区の場合はそういった考え方になるんですけども、地域自治区の事務所長の場合は基本的には事務所長を置きますよという規定になっておりますけれども、さらに住民不安の解消という意味から、その事務所長の代わりに今度はこれよりもさらに権限を持っている特別職の区長を置くことができるということですのでどちらかということになると思います。ただし、実際、組織機構等を検討していく中では他の事例等を見ますと、例えば事務所長に代えて区長を置いて、その下にその例えば事務所の次長という形で区長を補佐する事務方のトップを置いている事例っていうのもありますので、それについては今後また組織機構の取扱いで充分検討されることになると思います。（発言する者あり）</p>
竹之内委員	<p>その権限の問題ですけれども、区長、——事務所長の代わりに特別職の区長を置くことができるちゅうことですよ。今のお話しでいけば。特別職の区長の方が権限があるという考え方ですか。それとも、権限は一緒という考え方ですか。その辺は今の説明によると、特別職の方が権限があるんだと聞こえるんですけども、そういう形なんですか。</p>
委員長 事務局	<p>はい、事務局。</p> <p>問題はその事務所長が、前回も小委員会でご意見が出ておりますとおり、どういったいった職階の職員を充てるのかと、課長職なのか、いわゆる部長級なのかというようなことにもなってくるかと思っておりますので、例えば、事務所長が今回、仮に部制をして、部長級ということになれば基本的には部長級の権限になると思うんですけども、ただし、やはり地域自治区という、より地域に近いところで一定の事務ができるよという趣旨からしますと部長よりも上の権限を与えることは理論上は可能であるということで前々回そういったお話があったかと思っております。</p> <p>ただ、やはり今おっしゃる事務所長に代えて特別職を置くと。そうすると権限も大きくなるのかというお話ですが、やはり特別職をわざわざ置く趣旨からしますと、そこにはやはり一定の事務職を超えての決裁ができるような権限を置くというニュアンスは、やはり含まれると。ただし、それが必ずしも副市長クラス、副市長と同じものでないといけなかつたかどうかっていうのは、これはやはり必ずしも副市長とイコールでない場合、ケースもありますし、特別職の区長を置いても部長級の権限を与えてる自治区もございます。あるいはやはり、住民の不安解消、あるいは地域自治区である程度のことには地域に密着した事業は全てやれるという趣旨をより強くしようと思えば、やはりこの地域に限って副市長並みの権限を与えてる自治区も</p>

竹之内委員	<p>ありますんで。</p> <p>例えばですよ。須木の例ですよ、これは、須木がどうのこうのじゃなくて、例として例えば2千万までは区長の権限で決裁ができますよ、という項目はこの須木との協約の中に入ってますね。で、そういうものは決裁するだけでしょ。事業面でその予算まで区長が、権限があるという話じゃないんでしょ。（発言する者あり）でしょ。</p>
松元委員 竹之内委員	<p>それは首長一人しかいないわけだから、それも入れたら示しがつかんごなる。</p> <p>そこ辺がやっぱり不安があると言われる根本になってくるんですね。その不安があるということは、例えば私が考えるのに、充分、分かるんですよ、不安があるということは。ただ小林市の場合、小林市の市民が小林市に対して不安を持ってるかどうかいことを考えたら、どうせ小林市になるんだから、その不安というのは払拭されるはずですよ。だから、そこら辺が別問題と考えると大きなあれになってくるんじゃないかなと思います。</p> <p>確かに不安がある。新しく合併するんだから不安があるんですよ。そりゃ、不安を感じない人などいないんだけど、それが特別職で解決できるものかどうかっていう考え方になると、私はこれはちょっとやっぱりそういうふうでなくても、市長の権限っていうのはそう限られたものになれば、事務職でも一緒でないかという、あれ、思っています。（発言する者あり）だから、区長の権限っちゃうのは、はっきりせんと、今置いた方がいいとかそういうのが見えてくるけど、まず……。</p>
松元委員	<p>今、事務局も説明して、私たちも確認したとおりですがね、3ページの14項目。いわゆる、権限と言えは権限でしょうけども、事務職であれ、区長であれ、その最終的な決裁をするっちゃうわけでしょう。例えば、合併後ですけど、旧高原町、旧野尻町で継続的ないろんな事業があると。あれこれ事業がある。じゃあ、これらの事業をまとめ上げて、最終的に例えば、財政的にやって、予算査定やいろいろ受けていくとか、いろいろしていくわけですから。で、その時に決裁をする。しかし、それを全部、全体の予算を見て、即そのままいくと限りませんよ。このところは、幻想を抱いたら絶対ダメだと思うんですよ。で、そこんところは私たちも14項目で確認してるわけですから、それ以上に私は不安とかですよ、何て言いますか、期待すること。これも、私どもで先般確認しましたよね。第2章の25ページに合併で期待すること、不安なことは何かと。圧倒的な、それは行政経費の削減や行財政運営の効率化なんです。66.1%です。2番目にイメージアップによる企業誘致、若者の定住促進。こういったこと等がちゃんとできるかよと、ということが不安とか期待をされてきている。お互いに、66.1%、65.4%ですよ。こういうことを私はぜひ、私たちは頭にひとつ置く必要があるなど。</p> <p>と同時にもう一つは、これ第3回の小委員会の中で7月8日ですけども、出された資料があります。資料3の地域自治区制度の成果・課題というのがありますけどね、ここを見ていきますと成果もありますが、課題について見てみますと、制度に対する住民の理解を深めることだと。自治区制度は設けたんだけど、それを本当に機能するかしないか、ここがポイントなんです。74.8%。これ、もうすでにやっている全国123地域自治区の回答状況です。そして、既存の審議会、地域コミュニティ組織等との連携を深めることが63.4%になってるんですね。地域協議会において、より建設的な議論を行うこと43.9%。私たちはもう既に確認をして地域協議会をつくるということを確認しました。ここが本当に機能するかどうか。毎回言ってますけど。ここが機能しないようであったら、いわゆる不安とか期待がですよ、いや不安がその分、助長されるということだと私は思います。そこに区長が特別職でいるかどうかという問題じゃなくて、つくった組織が機能するかどうか。このところに我々委員会はしっかり腹心しなくちゃいけないなど。私はそういうことを感じております。</p> <p>そして、前回委員長にもお断りして出さしていただきましたけれども、私ども小林市議会の行財政改革等調査特別委員会が恵那市に行きました、岐阜県の。これも</p>

5つの町と合併をしたところです。で、ここには全部5つの旧町には自治区が置かれているわけですが、市の付属機関としての地域協議会が設置されています。そして地域協議会も多くより組織を組織たらしめるために実行組織としての〇〇町〇〇委員——まちづくり委員会、そういうのをちゃんと設置されている。これはもうセットなんです。私たちこれがないと有機的に連携を図らないとダメだと。私はここを今回皆さん新たにつくろうと。これも確認をされましたよね。これを確認されました。4ページの協働のパートナーとしてのまちづくり協議会組織のあり方という項でされました。

それは、ここは本当にどう機能させようかということが、私は最大のポイントだと思ってます。何回も申し上げて失礼ですけども、西岡さん、今、私たちの小林市の中で須木村と合併して新小林市としますけども、本当に協議会が協議会とする役目を果たしてきたかという、私は疑問を感じざるを得なかったというのがあります。これも、恵那市に行って「ああ、これが我々足りなかったんだなあ」ということを私は感じました。そういう反省を踏まえて、今回の私は地域自治区協議会であり、あるいは各小学校区を単位に仮にすれば、そこにできる〇〇まちづくり委員会なるものがしっかり結びつくかどうか。ここんところが、私は勝負だと思うんです。そこをすれば、いわゆる不安と言われているやつは、私は打ち消されていくんじゃないだろうか、時間をかけなければですね。というのは私のひとつの、私の論点です。

もう一つは、これはもう再々言っていますように、やっぱり財政問題を言わざるを得ません。私は先般、3日前に高原町立病院と小林市立病院の事務長にお会いをしました。で、いろいろ事情をお聞きしました。これも先般財政当局の方から説明がありました、今までの一般会計と特別会計合わせて約540億円の長期債務ですよ。それぞれが3市町努力されて行財政改革を実施をされておりますけれども、それにプラスして市民病院の改築を小林市やっております。これが加算をされていくということになります。一方では、私も議員をしますけども、小林野尻高原一部事務組合があります、し尿処理施設ですね。ここもまだ償還が終わってません。かなりの償還が残っています。これも540億円にプラスして行かなくちゃいけません。

私はそういうことをしっかりと考えた上で判断をしていかないと、本当に償還できるのかと。私は本当に不安を感じてならないわけです。だとすれば、今、確認しましたように14項目中でしたっけ、それぞれ旧高原、旧野尻で予算がいろいろ組まれてあれこれ事業をやってきた。しかし、あれこれの事業の中でも既に私たち協議会の場で、既に3年間で調整するとかもう決めましたよね。ありますよね。あるわけでしょう。ここのポイントの中には長期の財政を見たときに極めて厳しい。これ、調整せざるを得ない、というのがあるわけですよ。それはお互いに決め合ってきている。これは、ある意味で福祉の問題とか、この前は障がい者の関係もありましたけれども、それぞれのメニューの中ではそれに該当する人たちからとってみれば、ものすごく不安でしょう。合併することによって、今までの例えば福祉の助成は下げられると。なら合併してよかったんだろうか。しかし、それに対しては私たちがしっかり説明をし、実はこれは長期的な観点からこうなんですということ、しっかり私たちは説明責任を持っていると、委員である限りはですね。そういう私は気持ちでいます。そういうことで総合的に考えていきますと、何でしょうかね、私は須木村と合併して今のところ2年経過しました。そして2年間自治区長特別職で置かれました。で、4月に再任されてあと2年間の任期で、4年間は少なくとも置くということで、これは須木との合併の約束事ですので、これはこれで守らなければいけません。

しかし、22年という2年後を見たときに、さっき2番目に言いました財政問題をやっぱり無視しては、私は議論できないと思ってます。やはり事務所長で、十分私はやっていけると、事務所長がどういう権限をっていうか、例えば部長級でも、

<p>委員長</p>	<p>総体を高原支所、野尻支所、ちゃんと束ねるそういう支所長としての権限になると思われま。ただ単に総務課でやるんじゃないと思いますのでそういうところできっとまとめ上げて協議会をきちんと機能させる。そして、その下のと言いますか——下のと言ったら失礼ですけども——校区ごとのまちづくり委員会なるものがしっかり有機的に結びつく。この形態を私はつくりあげていくことが一番重要だと。</p> <p>よろしいでしょうか。ここから前後しますが、事務局の方から報告事項について、追加資料についてですが。まず4ページの地域自治区と明記した資料の地域自治組織のあり方について説明がありました。その件と、3番目の地域自治区の設置期間についてですが、これはこのような形でよろしいでしょうか。</p> <p>〔「はい」、「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p> <p>区長の権限として、先程出ましてちょっと前後しましたが、改めて地域自治区の区長の選任についてを、また、議題といたしたいと思いますが。非常に申し訳ないけども、もう一度お願いしたいと思います。自治区の先程言っていたことを、ちょっと前後しまして、話がごちゃごちゃなりまして…。(発言する者あり)</p>
<p>赤崎委員</p>	<p>じゃあ、区長の選任についてを議題といたしまして、ご協議いただきたい。はい、赤崎委員。</p> <p>僕は従前から、松元委員の考え方というのはそれなりに理解しておるわけですが、この受け入れる環境づくりという面でそこを捉えると納得できないです。長い節目の部分で、松元委員の言う財政改革・行政改革・市の負担軽減、市民が期待する行政展開ということについてはまったく同感なんです。しかし、今、先ほど見越委員がおっしゃられたように高原・野尻区域は今、小林の今の人口の50%に近い数が市民という、ただし、新小林市の市民として心の融合を一刻も早くという期待感のもとで大きな環境の変化に対応しようと、歩みを進めようとしておる状況の中で、あるであろう期待と不安、動揺そういったものについて、これ数値で測定できるものじゃございませんよね。こういった問題についてはやっぱり十分配慮していく必要があるんじゃないだろうか、こういう前置きしながら23条の適用による19年10月1日までの地域自治組織の設置状況は38団体、104地域自治区にのぼってきておるわけでございます。そのうち編入合併が14団体、区長選任団体がそのうち7団体。これを%で出しますと50%となります。この50%をどういうふうに咀嚼されるか、どういうふうに受けとめられるかということですよ。僕は僕なりのその尺度をもって、その50%を受けとめ、高原町民、野尻町民、そしてかたや小林市民の温かい受容的対応、受容的環境というふうに捉えたい。そういうふうを考えるわけです。選任率50%というところが問題もあるけれども、合併に伴い町民の2万人の環境変化に対する先ほど申しましたようなことについて充分受けとめていただきたい。すなわち、心情的な側面を充分フォローしていただきたい。かつ、新市への移行を即刻も早く我々そこで我を張って長く依存しない感じで、独立独歩で目指して、片方というようなそんな意図はまったくないと思いますが、一刻も早く融合を図りたい。それで次に行きたいとそういうふう考えています。そういう中での区長扱いについては新しいまちづくりを進める意味での指南役としての位置づけとしてお互いが納得できる環境というのは、僕はできるんじゃないかな、そういうふう考えておるわけです。松元委員の主張の背景には現在小林市副市長2名と相当職1名に、1市2町の編入合併による区長2名の選任は財政上の問題を念頭に置いた場合に、5名の市長を最高執行できる状況にまったくないと。非常に厳しい現況を踏まえた発言であります。既存の副市長2名と総合職1名の配置は、現小林市の中で位置づけられた推進体制である。だから、この場合野尻・高原の環境、新たな環境というのはここに透かされていないわけです。新規編入合併による区長の選任問題はおのずと新たに派生した行政対応の課題として受けとめなければいけないと。でなければ、どうしてもここに矛盾が出てくる。だから考え方は理解できるんだけど、この時点については矛盾が出てくる、いうこ</p>

	<p>とでございます。特に留意していただきたいことは、合併による住民の行政サービスに対する不安や動揺に加えて、事務事業の調整による、あるいは電算事務システム移行の問題等も含めまして、莫大な予算を伴うわけでございます。そういった問題についてお互いにそれを確認してきとるわけですから、これ、当然投資すべき経費でございますので、身内の分として、だから区長制の問題も一緒の位置づけの中で受けとめていただきたいと、こういうふうを考えるわけです。松元委員の特別のご配慮いただきながら、ご理解いただきながら、特に2号委員としての非常に長年にわたるすばらしい経験をお持ちでございますので、大所高所からこの行政にかかわる一人としてその辺について高遠なる判断と高原・野尻町に対する思いの心をぜひお示しいただければ、ありがたい。</p>
<p>委員長 坂本委員</p>	<p>以上です。</p> <p>ただいま、赤崎委員の方からございましたが、ぜひ配慮していただきたいと。</p> <p>区長を置けばいいじゃないかと。あるいは地域協議会をしっかりと作り上げればよくなるんだと。それは合併した後の話で須木の協議会はちょっといけないと言った気がしますが、それはやっぱり時間をおいていかないと、それじゃできるものはないわけですね、その間が問題だと私は思うんですよ。だから、その間をですね、この2年間は副市長なら副市長でいいんだけど、その住民の考え方を堂々と市長に言えるような人、そのような人を選んでほしいという気持ちが出てたと思うんですよ。だから、私もずっと考えて、何とかうまく両方を入れる方法はないのかなと。だから一体化の促進とか、あるいは経費削減といったときには、それは事務長がいいんであろうだけれど、この間のアンケートの中を見たときですね、サービスの低下とかというのがものすごい高い比率であったと思うんです、アンケートの中に。だから、私は副市長格というから金が高いんだと。それはもう60万ももらってるというけども、まあ、それは前の合併はそうやったかもしらんけど、それは下げてもいいと。だから、まあ、統合される不安っていうのは、ここにいらっしゃる方はよくわかるんだけど、一般の須木、高原野尻の人たちは、やっぱり不安な方がいらっしゃるのも事実であると、するならば2年に限って、区長を見てその後は考えるというような妥協案にできないものかなあと、私なりに合併はすべきであると。やっぱり早くして、財政面も厳しいこともあるかもしれないけど、いいところもあると。例えば合併すれば県が、うちのような危険地域の見直しとかいろんな補助を出すとか、なんかありましたですね、先程10項目ぐらい。まあ、そういうことがあるとすれば、財政って言われるともうどうしようもないけど、だからまあ、そういう意味で私も、給与を須木の区長並みの給与と決めるんじゃないで、適当なところで、1期に限って認めてあげて、後はそのときにしっかり醸成が進んでいたら、事務長が代行してもいいというところで妥協できないものかどうか、何とかしてまとめて合併に進みたいっていう気があるもんですから、できれば私はそうしか言えないから、いろんな知識がないけれども、まあ、市長が事務所長を支所長を兼ねれば、事務所長がいろいろですよ。柔軟にさせりゃよかと思ったけど、そんなのはないんだと言われてしまうんですよ。まあ、今言った支所長を兼務しておると、だけど、副市長だということではないと。権限はまた別として。そうしたら、1歩を進めるんじゃないかなということだと思うんです。</p>
<p>委員長 小島副委員長</p>	<p>ただいま、坂本委員の方からございましたが、ちゃんと支所長を置くことで、住民感情、考え方として必要じゃないかということで、期間が2年になると。こういった話が出ましたが、これについてはまた、調整としましては6番目の設置期間にまたがって、話をやっていかないと。</p> <p>小林の議会もすべて、松元さんの個人的な意見ではございませんので申し添えておきますが、それで皆さん方その意見には賛同されていますよね、みなさんね。意見としては非常にすばらしいと。ところが、その住民の不安解消のためには、今、年数が2年とか4年とか意見が出ておりますが、私は前に言ったのですが、住民の不安というのが、区長がおることによって解消されるのか非常に疑問に思うんです</p>

ね。住民の不安というのは、自分たちの身に降りかかってくる、例えば税金の問題とか、保険料の問題も、上がるんじゃないかと、こっちの方の不安だろうと思うとですよ。私が言いよるのはね。まあ、須木がそうだったというけども、今はあまりないと私は思いますが、そこへんの不安解消するとき、どこがするのかということですね。となると、まあ、事務職でも不安解消は事業等も含めて、それを本庁で計画をして、議会に上がってきて、議会で決めて、議決していくわけですから、議会は高原のこと野尻のこと須木のこと全部一緒に統一して考えていきますので、決してその、あそこだからこうしようという考え方はまずない、そういうことはあり得ません。

ですから、かえって煩惱があって、須木と小林の方で、須木もそういう、なんかせんといかんということまでしてきております。ただ一つ、今年の6月議会で事務組織の見直しのところに区長会から上がってきました。ぜひ須木の課を残してくださいということに、小林ももちろん縮小はしましたが、1セットで同意しましたので、そういうことは須木だけ認めるわけにはいかないと、事務組織の見直しをすることになって、財政面からということで、区長会の要望書をけりまして、事務組織をやりました。そういう経緯の中でこう進めていく場がありますので、決して私は住民の不安が区長を置いたことにおいて解消されるとは私は思いません。それが事務所長でも。この前、私は委員会を欠席しましたが、えびの市の自衛隊のことで午前中に陳情に行った。そのときに湧水町の方が来られておまして、ここが名刺をいただきましたら吉松支所長ですわ。そして、兼総務課長、総務課長を兼務して支所長もしているという事例もありますし、言うならば、岐阜県の高山市に行ってきました。ここも5市町村が合併をして9万都市になっておりますが、ここもやっぱり編入合併でありましたが、それぞれ事務支所長でおさまっていることからすればですね、そんなにその区長を置くことによって、住民の不安が解消されるとは繋がらないんじゃないかと、だから一定はそういう評価をしながら、住民の不安を解消するために、何とか区長を置いてというようなことになってはいますけど、特別職を置くというところは、そんなにありませんね。そういう考えよりも先程も出しましたが。そこら辺も考えながら。だから前回の須木と合併したときと状況がグリッと変わっているということですね、今はですね、そこを念頭に置いて考えていくべきではないかというふうに思います。恐らくもう、私は住民サービスが落ちると思いますが、今回の合併は。そこを緩やかにできるかどうか、というところかなと。

竹之内委員

今、小島委員が言われるように住民サービスはもちろん合併によっては低下する、低下せざるを得んわけですよ。大きいまちになって、行政改革っていうのが職員が減らされる目的ですね、今の政府のやり方やったら。職員は当然減らさんと財政的にもてないから、今まで一人で100人もってたのが150人になる。それは当然行政サービスが落ちていくわけ。だけど皆さん方、将来を考えて大きくないといけないということで合併を目指されてるんだから、その辺はもう行政サービスが豊かになるとかという期待感はず捨てていかないと。行政サービスが、とにかく金があるわけだから、住民の負担は増えるわけ。それを皆さんが出すか出さんかの問題だということですね。

種子田委員  
委員長  
種子田委員

委員長よろしいですか。

はい。

今、副委員長が不安のお話しをされました。私は合併される方も、我々もより以上の不安を持っているんですよ。正直。こっちの不安が私は大きいと思うんよ。例えば、松元委員がさっき申し上げました長期負債546億円ですか。プラスアルファ600を超すかも分からない。合併したら借金が増えるという不安、まずもってこれは、市民はだれ一人として不安を抱えない人はおりません。したがって、合併される方の不安もさることながら、我々小林の住民も不安はいっぱい持っておるんですよ。だからそこら辺のそこをお互いこう理解しながらもうちょっと歩み寄りと申しますか、まあ財政をいうとおかしな問題になりますけど、究極はやっぱり財政

赤崎委員	<p>改革なんですから。そこをやっぱりちゃんと見据えた合併でないと将来、ともに合併してもお互い住民が苦しむのは同じでございますので。そこら辺はひとつ。</p> <p>委員長、今、論点がぼけてしまうんです。お互いがこうディスカッションすると、議論点が揺さぶられてしまう。これいけませんね。だから、焦点をちゃんと合わせてお進めいただくことを考えていただければ。それだけです。</p> <p>先程の発言ですが、これ尺度の問題です、これは。小林市としての尺度の問題。仮説の問題ですね。だから心情的側面ちゅうのは度数であげられません。測定不可能の部分です、いうならば。そうでしょう。その部分をどうお考えになるかっていう問題です。入り口の部分で感情をどう整えるかという議論でしょう。ね。財政改革、行政改革、一緒ですよ。この市民がこのアンケートの中でいっぱい生々しい意見出して、小林市の意見がきてますがね。あれ見ますと議員定数の問題も出てきてますがね、小林の場合。これについては高原もあるし議員定数削減はどんとやりますよ。一番されてますよ。野尻もしてます。小林市についてはもっと削減しなさい。やれと。それで多忙ならば、新たな課題として、6万市民の中で知恵を出し合いながら解決していく糸口を見いだせば、大きな有形無形の恩恵を僕は受けるんじゃないかと。それがあから、小林市の市民としての大きな動きがうねりが、僕は見えてくると思う。そのとき初めて、霊峰霧島の麓に大きなキャンパスに小林市のスケッチがぱーっと描かれる、こう思います。そうだと思います。今描こうとしとるわけですがね。そこを忘れてはいかん。入り口で躊躇したらいいかん。そう思います。</p>
小島副委員長	<p>よろしいですか、私たちが須木と合併をして、その実績を今もう持ってるわけですよ。その中で須木地区の住民の不安を感じながら合併をした、この実績のもとでの不安は違うんだよと私は言っているだけであって、その違いを言っているわけではない。実績として2年間の中に須木の不安を持ちながら合併をしたけれど、実質須木の住民と話をしてみるとそんなに不安を感じませんよということです。はい。そういうこと。</p>
坂本委員 小島副委員長	<p>ただ、もう区長は……。 (発言する者あり)</p> <p>いやいや。須木は須木で、ちゃんと規約をつくってやりますから、それはそれでいいんですけども。合併をして須木の皆さんから不安をとる、僕らも須木に行って聞いたので、なるほどなとその時は思いました。しかし、現実に行ってみるとそこまでは、まあ、いわゆる野尻町が入った瞬間にどう思うかはどうかわかりませんが、そこまでは不安は感じていないと。</p>
坂本委員	<p>非常に素晴らしいことだと思います。だから、そういうふうには、野尻町になるようにイメージ変えるのは大筋であって。私も小林やから。 (発言する者あり) 市長がおり、区長、収入役がおり、それから何か必要やから、まあ、設定はしているんだということで、まあ、その不安は事情的にどうか、あれじゃわからんだけで、皆さんたちがそれならいいよと、首長に伝えていってもらうときは、やはりなんとか置いてほしいとなると、きりがいいですから。種子田さんが言われたようにどこかで歩み寄って何かを見出そうやと、そこ辺についてないんでしょうかね。</p>
委員長 坂下委員	<p>合併についてですよ。はい、坂下さん。</p> <p>新市まちづくり計画っていうのいただいて、第1章の合併の必要性というところで、3ページなんですけれど、小林の働く人が16,517人、そして、野尻町が3,296人で小林市に仕事に来てらっしゃる人が543、小林から野尻が414、高原町はもっと多くて3,803人の働く人がいて、かなりの方が小林に働きにきて、小林からも高原に働きに……。 (発言する者あり) 3ページになります。 (発言する者あり) 新市まちづくり計画ですね。こんなに人が移動してるのにどこに不安があるのかなというのがまず、私の第1の疑問だったんですね。で、個人的にもかなり自分でやっていると、こう、皆さんと交流しあってるし、そして、私がなによりやっぱり気になるのは財政のことで、前回でしたか、予算、税収のことについてご説明があってましたが、法人税も減るっていうことだったんです</p>

けども、私の所属してる婦人部で——建設業なんですけど——婦人部で2年前は52社あったのが今年、2年後は32社になってたんですね。それだけ企業が減って、ということは、——西諸小林ですから——法人税が減ってる、つまり企業がそれだけやめているということは、そこで働けなくなってる人がいっぱいいるということは、税収がかなり減ってるんだらうなというのをひしひしと感じまして、やはり財政ということをあいまいなまま、事を進めると後で皆さんにツケがくるじゃないかなというの、すごい不安を持っています。

で、確かにみんながうまくいくようになってほしいと切なる願いですし、今度合併を逃したら、みんなの——何か住民に対して申し訳ないという思いがすごくあるんですが、この、財政の厳しさっていうことを思うと、この、どこで裏付けて予算を捻出するのか、もしくはその名誉職みたいにして、まあ、上に立っていただくとしても抑えていただけるのか、そこ辺をしっかりと考えていかないと、そして、もし、そういう状態——いろんな状態が出てくると思うんですけども、上に立っていただけない、もしくは、立っていただけるとしてもきちんとした説明ができないと本当に住民に対して失礼なことになると思うんですよね。ですから、あいまいなことでこのことを決めてほしくはないなっていうのが私の意見です。

松元委員

今、坂下さんが言ったところ……、3ページのやつを例に出されて、言ってらっしゃるんですけども、それと、不安——まあ、いろいろそれなりの不安とかいうのアンケート調査にも載ってるわけですからね、あると思うんですよ。私は今、今日日本のこの社会に置かれている不安と言えば、何かと言ったら、極端なこと言えば東京と小林・野尻・高原、どんだけ生活の格差がありますか。企業格差も含めて。所得格差。総務省をアクセスすればちゃんと出ています、全国の所得が全部。圧倒的にやっぱりそういう大都会にほとんど集中してきてるわけですよ。医療の問題。さっき基本計画の中にも私は言いましたけれども、もう都城に再編されるんですよ。子育てをしている人たちは、自分は子供をどこに連れて行けば……、これは大きな不安ですよ。合併する、しないとは関係ありません。ほかにじゃあ、学校の教育の問題にとってもそうでしょう。ある不安というのは、今日の今、大きな問題になっている格差を初めとする不安がみんなきているわけでしょう。今、建設業のお話をされました、今日新聞に出てましたよね。志多組さんも民事再生法ですか。（発言する者あり）そうでしょう。

だから私は、じゃあ、住民の人たちが、私たち吸収されるんだが不安があります、どうか心情を汲んでくれよとおっしゃるんですけども、だから、地域協議会をちゃんと置きましょうよという話をしてる。私はこれで、今までないわけですよ。ないわけですよ。それをつくりましょうよ。で、その地域協議会もつくりながらその下にしっかりしたまちづくりもつくっていきましょうと、言ってるわけでしょう。むしろ、今までとは違って市政に共同参画をしていきましょうと。その組織をつくらうと言ってるわけです。そこに、なおかつまた、「いやあ、それじゃまだ不安だから特別職を置きましょう」というのが私はよくわからないんですよ。私はそういう状況じゃない。そここのところはお互いにここに認識を合わせないといけないなど、私はそのように思う。だって、結果はずっとアンケート結果に出てますよ。全部確認してきたじゃないですか。行政経費の削減、行財政運営の効率化を求める、圧倒的です。働く場がない。企業誘致をしてほしい。そういうところに不安はあるわけでしょう。これは今後の課題ですけどね、企業誘致とかそういうのは。課題ですけども、これはまさに見越さんもおっしゃったんですけども、協議を設けようというような話をして私はいけないと思います。それは、置けるに越したことはないと思いますけどね。置けるに越したことはないと思いますけども、それでも折衷案みたいな形でいいのかなということにも私は疑問を感じる。

赤崎委員

だからですね、松元委員が4ページの上の自治組織の問題ですね。それはもう最初から常設するということに確認済みなんですが、協働のパートナーの問題はその後の課題と提起してあるわけですね。それで松元委員の情操も十分入って、さらに

	<p>途中で評価等も加えながらやっっていこうと、見直していこうということ、これも大賛成なんですよ。しかしそれは、だから時間的に考えたらその後の問題なんですよ。区長の問題というのは、この自治組織機構の総括関係があるわけです。あるわけですね。そうでしょう。自治組織が定着するかどうかということ、区長の存在で区長の対応能力によっては、これらが栄えるだろうし、さび付くだろうし。潤滑油が不十分な場合は、進まないだろうし、その辺の問題についてはこれは未知の部分なんですよ。だから、ここでその仮説がもとで、こうだ、こうだでいけないんで、だから須木の前例がありますし、だから須木の前例の中で小林市の議会の皆さん方が、須木の皆さん方にどういうふうフォローしていこうと、議会としてどういうふうにして須木住民の幸せのために向かって、役割を、議会として市長に提言し、村民の生活向上のためにそういう工夫を發揮してきたと、そういったような貴重な事例をお出しいただきながら、野尻と高原の問題について、そういったことで関連的にご指導いただく。それが僕はうれしいことだなあと。そういうのを期待をもっとるんですよ。でないと、市に対しても何か現状の中で何かちょっと充分進んでないような、暗にそんな感じを受け取ったわけですけど、そうであってならないわけですよ。予想以上に進捗して非常にすばらしい融合が図れるようになるように、評価のできるような状況っちゅうのを少なくともやっていかないといかんと。そして、我々2町民においては、そういう努力をしないといかん。僕はそう思っています。（発言する者あり）</p>
竹之内委員	<p>この意見はですよ、もう平行線だっと思うんですよ。このあたりで委員も、各委員もあれを賛成か反対かのあれをとられた方がいいんじゃないですか。もう、このままいっても平行線だと思っんですよ。だから……。（発言する者あり）</p>
委員長	<p>じゃあ、ちょうど1時間ですので暫時休憩いたします。</p>
委員長	<p>午後3時30分休憩～午後3時43分再開</p>
松元委員	<p>それでは休憩前に引き続き、会議を継続いたします。設置期間についてかなりの議論をしていただいたんですが。その案として、出てきたのですが。先程、設置するという意見で2年と。ただあの市長にあわせて4年とかという案も出たのですが、設置しないということも出てるんですが、これについて、まあ、ちょっとお聞きしていいでしょうか……。 （発言する者あり）一応、案として、その話をしておく必要があると思うので、聞いているんですけど……。</p>
事務局	<p>それよりも、大事なのは、要するに事務所長なのか、今出てきている意見は論点を絞りますと、事務所長なのか、特別職の区長を置くのかという話でしょ。（発言する者あり）</p>
松元委員	<p>今、ホワイトボードに書かせていただいたのはですね、先ほどから出ておりますように、特別職の区長を置くか、置かないか。置くのか、あるいは事務所長かという論点になっていると思います。ただ、置かれる方は先ほど、置くことに賛同されている方のひとつのご提案として、期間を絞って2年ということで一つあるわけですね。で、あるいはひとつの例としてその2年というのが出ましたし、まあ、区長の任期というのをひとつ考えれば4年という例もあります。ただし、6年が最大の期間ですので、先ほどからのご意見を総合すると、やはり地域自治区の設置期間よりは、よりやっぱり財政の問題を考えて一体感を早く図るべきだというご意見もございますので、短縮する方向が望ましいというご意見も出ています。それプラス、区長は設置しないと、イコール事務所長ということが松元委員さんを初めおっしゃってるご意見だと思いますので、いろんなことを総合しますと、先ほど赤崎委員さんからもございましたように、論点がいろいろ出てまいりますので具体的に設置するのকাশないのか、設置する方は何年なのかという議論を、自分のご意見により近いところの論点を明確にさせていただきたいという意味で、ああいった例示をさせていただきます。</p>
松元委員	<p>委員長、今のは違いますよ。その期間の問題は、次の問題じゃないですか。（発言する者あり）そうでしょう。事務所長で充分私は任務を果たせるのではないかと</p>

	<p>と。例えば先ほど小島副委員長がおっしゃった湧水町の例を出されたですよ。で、例えば組織機構については、これはかつて皆さん御ご承知のとおり首長の専権事項なんです。どういう組織で行政運営をやっていくのかという、もちろん議会からのいろいろ意見はあるかもしれませんが、かかって専権事項なんです。この城は、ここに官を何人おいて常々役職を何人置いて、この新しい小林の城をこんなふうに発展させていくんだと言ったときにですね、首長の権限事項なんです。私はそう思っております。これは自治法上もそうだと思います。そういうこと考えていきますと、例えば6万の市になるわけですから、当然部長制をしかれるものかなというのはひとつ想定しての話です。じゃあ、高原、野尻それぞれ総務部長が仮にできたときに、その方が総務部長兼全体を統括する事務所長だよと、こういう任務辞令を出すというのが僕は考えられるなど。だから、そういう意味では事務所長が一つ。か、今論点は、もう一つは、いや、その期間は一応いろいろあるけれども、それに書いてあるように、あるけれども、特別職の区長を置くのかという論点でしょう。</p>
委員長	<p>ここで……、そこでまだ期間をどうしましょうかという話には、僕は次の話にしないといよいよおかしくなってしまうと思いますよ。</p>
松元委員	<p>これで協議しようと思すと、一緒の方と分かれてという方もおられますので、話を聞いてみようかなと思ったんですけど……。</p> <p>私は、率直に言いますが、今回この何かな、6回目ですか。ここで委員長の言うのは、設置期間含めてもう決を取るのかどうかと、そうしないとずるずるなってきた。いいですか。そこで、じゃあ、もう1回先送りするのか、そここのところをちょっと休憩とってやってください。僕はもう同じような議論をずっとやってますから。そうしないと……。 (発言する者あり) 私はもう……。意見を出してとおっしゃれば、まだほかにもあるんですが。 (発言する者あり)</p>
委員長	<p>それじゃあもう、松元委員からございましたが、再度暫時休憩いたします。</p>
委員長	<p>午後3時49分休憩～午後3時53分再開</p> <p>休憩前に引き続き、会議を開きます。およそ、5番の区長の選任でございますが、今、込み入った協議を行っております。そこで、いろんな意見を聞く中で、あっこに書いてあります、設置2年とか設置しないだとか、意見がそれぞれあるわけですが。それをまあお互い、出し合っている中で、再度まあ持ち帰ってご協議いただきたいと思いますが、一応ここで、その根拠について一人ずつ意見をお聞かせ願いたいと思います。</p>
赤崎委員	<p>順番に、赤崎委員から。</p> <p>僕は、学識として来ておりますので、基本的には、僕は第3号委員として、中庸な立場で発言したという気持ちでおります。だから、3号委員として住民の幸せってなんだろうという仮説のもとで、論じてきながら訴えてきたわけです、ということだけをお答え申し上げます。</p>
委員長 赤崎委員 坂本委員	<p>以上です。</p> <p>続いて、坂本委員、設置について。</p> <p>だから、この前僕はもう充分、表明しているわけです、全部。</p> <p>私も非常に複雑なんです。一応この合併が進むために野尻の人たちからぜひ置いてほしいということであるならば、先ほど言ったように区長の期間が2年だから一気に変えると、ただし、それが、須木みたいに村長さんになるとか、そういうことは全く考えていない。だから経済面が出るから、その人に30万なら30万で、金額は決めないけれども、そういうふうに落としても、構わないのではない。だからやはりそういう形で誰か区長さんを2年に限って置いて、できれば早い時期に、これはもうなくなった方がいいと。で、事務長さんが代行すると。けど、家督的にはですね、そういう地区協議会とか、あるいはその部長制ができれば部長が代行するとか、それはまあ、1年、2年後だろうと思うから当分の間は、皆さん方が言う区長さんにかわるものを、区長さんを置いて、そして、ただしそれは</p>

<p>委員長 竹之内委員</p>	<p>任期があるんですから、区長は公平な立場で決めた方が任命してもらおう。ということをおっしゃっていただきます。</p> <p>竹之内委員。</p> <p>私は、基本的には先ほど言ったように置くべきではないと思えますけども、一つは先ほどまあ野尻の方々には不安があるということで、区長の権限がどのぐらいあるかということで、権限があるなら置いてもいいんじゃないかと。ま、しかし、その先の説明では、少しあやふやな点があって、はっきりしたものが見えてこない。その中でまあ、どうしても野尻の方が言われれば、さっき坂本さんが言われたような案も一つはまあ、検討すべきじゃないか。どうしても野尻の方がだめだということであれば、ただ、基本的にはもう廃止した方がいい、いう考え方は。</p> <p>だから、それは報酬の面になったら、それができるかできないかという問題もあるでしょうし、まあ、暫定的な措置でごまかすかなあという考え方もあります。</p> <p>まあ、複雑な気持ちです。</p>
<p>委員長 種子田委員</p>	<p>種子田委員。</p> <p>持論としては、事務所長、職員で結構だと思いますが、歩み寄りという視点から申しますと、特別職2年間という案に、譲歩せざるを得んかなという感じでございます。</p> <p>以上です。</p>
<p>松元委員</p>	<p>私は、最初から申し上げておりますけれども、ちょっと今、3市町のおかれた状況をしっかり見るべきだと思います。ここを見なくして個別の問題で、ここは折衷案でとかということには、私はならないと思います。後世にですね、国そのものも大きな天文学的な数字で後世に借金を残しているわけですが、我々ちっちゃな自治体はできるだけ、そのことは分かった。じゃあ、そういう状況だということが理解できれば、こういう一つ一つの議論を私は大事にしていただきたいわけです。となると、おのずと結論は、私は見えてくるんじゃないかと。で、それにかわるものとしてどういう組織をしっかりとつくり上げていくのかということ、一方で議論しているわけですから、あれもこれもという話には、私はならないだろうと。したがって、先ほど副委員長が湧水町の例を出されましたけれども、事務所長兼〇〇、——総務部長とか総務課長ということになるかもしれませんが、ひとつのきちんとした所長という権限を与えるわけですから、全体を統括する、おのずとそういう役目を果たしていくわけですから、これで充分私は果たせるんじゃないかなというふうに思います。</p> <p>では、坂下委員。</p>
<p>坂下委員</p>	<p>財政的なことを考えるとどうしても3ということになるんですが、事務所長——地方自治法の一般職員の事務所長ということになるんですが、個人的にも知り合いがいるというか、そして、持って帰られたとき、また議会でもまれるわけなんですけれども、今回はどうしても合併をきちんとやってほしいという願いが強いんです。で、3がどうしてもだめだったら何かの方法でしないといけない。でも、財政を一番に考えたいと思っています。</p> <p>はい。ありがとうございます。</p>
<p>委員長 淵上委員</p>	<p>私はいろいろ財政的な面とそれから区長を置く置かないと、意見が分かれているような感じを受けるわけですが、私は結論から申せば、前ずっと、以前から申してるように是非、特別職の区長をお願いしたいというふうに考えているわけですが、この財政面、前にも言いましたけども、これは財政的にはどこも逼迫してると。これは本当にどこもこれを、行財政改革をやっていかなければならないし、それと、それも一つの合併、合併というのが財政面だけで合併をするのか。これも私また疑問を持つわけですね。もちろん、その点においても大きくなって行革、いろんな人件費の削減とか、それでももちろん財政も10年とか20年スパンにおいてそれは削減される、当然されていかなければ合併の意味がないわけですので。ただ、行財政理論がどうだからというよりも、区長を決めるのは多分、私は期</p>

	<p>間は限定はしませんけども、そういった住民の不安、それから新市に向かって非常に不安がある中において、いかに早くいいまちをつくっていかってということを考えたとき、やっぱり住民を地域それぞれの旧自治体のまちづくりを特に必要でなってくると思うんでよね。一体的なまちづくりの中において、例えば文化、それから歴史とかいろいろ違ってきますし、そういった特徴のある、やっぱりまちをつくっていくべきだというふうに考えておりますし、それをするためにはやっぱりそういった松元委員さんがおっしゃっていた地域協議会、これも充分わかりますし、それも当然やっていかなければならない。即、合併と同時にそれがなかなか十分な機能が果たせるかという、これもまた疑問である。そういったことをやっぱりいろんなある程度は予算も、地域的な予算も伴うでしょうし、そういったことをある程度、所長さん、職員の所長さんよりも、特別職の区長さんを置いて、ある程度そういった権限といいますか、そこはある人の地域のまとめ方、職員とまた、私の考えの特別職を置くのは、現町長とかそういうのは頭にありませんけれど、まあ、そういった何らかの権限のある区長さんを置いて、その中でやっぱり新市を、スムーズに新市の中に入っていくというような方向がどうしても、財政的、それ以上に私はその区長さんや、給料や、これは自分たちで云々言うても、仮に安くても、低い給料であってもそういった権限のある方。そして、置いてでもそういったある程度権限を持たした中の特別職の区長さん。その方を是非やっぱりつくっていただいて、これができるだけ短期間で一体感のできる、新市を目指していこうと思っています。</p>
<p>委員長 西岡委員</p>	<p>以上です。 はい。はい、西岡さん。 私としては、旧須木村からまいっておる関係上、非常に微妙な関係で何と言おうかと思ってまいとるんです。心情的には区長を置いてほしいなあという気持ちがあります。だけど、今までこう議論する中で、坂本委員さんの言われる給料でも下げて区長を置いて住民の安心と安全を守ってやると一部地域だけ発展、ほかの地域が取り残されるんじゃないかという不安もあると思うんです。そこら辺を考慮すれば、区長を、給料を安くしてでも置いてやるべきじゃないかなあという、今、気持ちになっておるところでございます。</p>
<p>見越委員</p>	<p>以上です。 私は合併を壊すわけにはいかん。だからどっかその落としどころがあるんじゃないか、今、思ってるんですよね。区長をいらないという論法は、まちづくり、これを私はやっぱり絵に描いた餅にしたいくないと。ですので、本当に実現するためにはやっぱり区長がおって東ねていく。もうこれが一番効果があると、そういうふうには思ってます。</p>
<p>下別府委員</p>	<p>以上です。 もう何回も議論をして、たくさん意見を聞いて、それでも一般職であげられると、ということですね。先程小島さんが言ったように、前回須木と、須木の時とは違うと、私もそのとおりに思っていますし。ですから、権限が一緒なのであれば、自治区、区長という、区長と事務職ですかね、名前の違いだけなのかなあと思っています。ですから、財政面とか市民の不安を払拭ということになると、やっぱり目に見てわかるような形にすれば、やはり先程からあるように給料を下げてもっていうこともあるでしょうけど、そういうことをするのであれば、もう最初から一般職でもいいんじゃないかなと思っています。</p>
<p>委員長 瀬戸口委員</p>	<p>以上です。 瀬戸口さん。 この合併協議会が始まったときに、須木さんが、区長さんがいらっしゃるので、当然高原、野尻も区長さんを置くものだと思ってました。いろいろ勉強させていただく中で、財政面もそんなに違うんだったら、一般の事務所長さんでいいんだたら、それでいいんじゃないかなと思いました。で、みんな相当長い時間考えさせて</p>

	<p>いただいて、ずっと考えていろんな人にも話を聞いたりしたんですが、そりゃ区長さんがおったほうがいいんじゃないかっていう意見の人もいるし、財政のことを話すと、ああ、それはもったいないね、そんだけかかるんだったら、という意見もありました。で、例えば自分たちが何か努力してほしいんだなといったときに、例えば区長さん——特別職の区長さんが、前の町長さんとかなくて、市に上げていくのと、一般の職員の事務所長さんが、権限は同じだと言って上げていくのと、議会の方で、例えば市長さんが一般の職員がなられたときにそういう職歴を持つての方が言っていくのと、職員が行くのでは心情的にはやっぱり受け取る側も、じゃあ何とかしましょう。というのが違うんじゃないかなと思ったりすると、それこそ財政的にすごくもったいないんだけど、でもその短い期間でも高原も野尻も合併で協議会をつくるのは初めてなので、そういうふうなものを、短い期間だけでも置いてみるのもいいんじゃないかと。置かないで、ずっと置くんだってのと後悔するよりは、置いてやっけていくっていうのも、一つの意見として、今すごく考えると二転三転するんですが、今はそういうふうな思っています。</p>
小島副委員長	<p>以上です。</p> <p>まあ、私は一般職でいいというのは、前回は合併協議でありましたので、合併をするべきだというのはもう変わらないですが、先ほど淵上委員さんも財政状況だけでは云々と言われましたが、平成16年11月15日野尻町議会、あるいは長瀬町長が出したインターネットを見るとですね、合併はすべきだろうが、どちらの議会も言っています。ところが、今は財政状況を考えずに合併あり得ないと言っている、野尻町長さんも。そして、そのいわゆる特例債の使い道とかこういうのも、まあ、財政で示してほしいと、こういうのが両議会であったんで、それを踏まえて私どもはやっぱり財政状況を考えて議論しないといかんということに至っておりますので、そこも踏まえてですね、今、須木の合併も経験をしとりますけども、今、私の意見として皆さん方に言っているところでございます。</p>
委員長	<p>私の意見としては、区長を置くべきでないかなと考えています。というのは、協議期間に入られまして、今から信頼関係をととくべきかなと。まあ、一部でも住民というのは、やっぱりそこに該当者がいるとしないでは、他の所とは違うと思うので、私もよそからなんで、一般職の支所長よりは、区長というのはいろんな意味で、要望なんかも発言しやすい気がします。財政的にも、大変厳しいのは充分分かってます。せめて、これをどうか、2年、3年と続くわけではないので、せめて、任期が2年とかあるわけですから、その期間、形態の見直しも含めて、できれば議会にかけて……、というのが私の気持ちです。</p>
事務局	<p>一応、今回…、次回に再度、また、持ち帰って、みなさんのいろいろ意見が出たのを、今から検討するであろうと思っておりますけども、次回に回させていただきたいと思っております。</p> <p>以上をもちまして、今日の小委員会を終わります。次回は、21日ということで、また、よろしく願いいたします。</p> <p>(発言する者あり)</p> <p>それでは、協議事項最後になっておりますが、次回の議会の検討事項についてということで、資料の6ページの方に記載をしておりますが、前回の協議の中では区長の設置等についても皆さん方の意見を集約いただいてご確認をいただきたいというなことで進めていただいたわけですが、先程委員長の方からございましたように、それぞれ委員さん方の一人ひとりの意見が出たところでございます。やはり、具体的に協議書の方に区長を設置するか、あるいは事務所長なのか、区長を設置する場合は設置期間をどうしていくのかということ等については協議書の中に当然規定をしなければなりませんので、次回この件についてご確認までしていただきたいと考えております。それでここには地域自治区の設置に関する協議書(案)について次回提案協議確認をいただくという予定でございましたが、まだ、未確定の部分がございますので、その点については見送りをして、その次の会ということにさせていただきます。</p>

<p>委員長</p>	<p>いただきたい。それとあわせて新市基本計画については第9章財政計画についてのご提案さしていただいて大変差し迫ったスケジュールでございますが、協議確認までお入りいただきたいと考えております。</p> <p>以上でございます。</p> <p>それでは、ただいまのことで何かご意見ございますか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
<p>委員長 事務局</p>	<p>ないようですから、じゃあ、今日はこれをもって終わりたいと思います。</p> <p>入佐委員長ありがとうございました。次は確認事項につきまして事務局よりご説明をさせていただきますが、第7回の小委員会は8月の21日木曜日、場所はここでございますが、午前9時30分から開会いたします。</p> <p>で、続きまして第8回の小委員会の方ですが、8月の28日木曜日、午前9時30分より高原町のほほえみ館の方で、ほほえみ館の中研修室で開催されます。なおこの日は、第6回の協議会、あ、前後いたしますが、8月21日の第5回の協議会が小林市の公民館の大ホールで開催されます。なお、8月28日も第6回の協議会が13時30分からほほえみ館の神武ホールで開催されます。</p> <p>なお、3つ目の第9回の新市基本計画小委員会の開催でございますが、現在のところ9月の25日、木曜日、午前9時30分ということで、場所、野尻町役場2階第1会議室で記載させていただいておりますが、9月の25日の同日に行われます第7回の協議会で小委員会の協定の項目ですね、それを予定しております関係上、各市町の9月議会の日程というのは確定しておりませんが、今のところ案といたしましては、9月の18日の木曜日、午前9時30分から小林市の社会福祉協議会の会議で調整をしております—変更の調整といえますか、ということでご確認いただきたいと思っております。</p> <p>繰り返しになりますが、9月25日の第7回協議会で小委員会から協議会への報告をするということになりますと、当日の同じ日の午前中に小委員会やって、同日午後に報告というのでは、時間的に無理がございますので、今、申し上げましたように、一応9月18日の線で今、調整をしている段階でございます。正式には各市町の9月議会の日程が決まりましたから再度ご案内させていただきたいと考えております。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>松元委員 事務局</p>	<p>ただいまの件につきましてご質問等はございませんでしょうか。</p> <p>決まってないことは言わない方が……。混乱する。</p> <p>申し訳ありません。よろしいでしょうか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p> <p>では、以上をもちまして本日の小委員会のすべてを終わらせていただきたいと思います。お帰りの際は交通事故等に気をつけてお帰りください。お疲れさでした。</p> <p>午後4時25分閉会</p>

会議録署名委員 下別府 明

会議録署名委員 見越 南州男